

建築士事務所の監督処分について

建築士法（昭和25年法律第 202号）第26条第 2 項の規定による処分をしたので、同条第 4 項において準用する同法第10条第 5 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 5 年 4 月 7 日

富山県知事 新 田 八 朗

1 監督処分をした年月日

令和 5 年 3 月 29 日

2 監督処分を受けた建築士事務所

(1) 名称及び所在地

見津庄二設計室

射水市庄西町一丁目 3 番 26 号

(2) 開設者の氏名

見津 庄二

(3) 建築士事務所の別

一級建築士事務所

(4) 登録番号

富山県知事登録第(6)1132号

3 監督処分の内容

建築士事務所の閉鎖 2 月間 （令和 5 年 6 月 1 日から同年 7 月 31 日まで）

4 監督処分の原因となった事実

見津庄二設計室の管理建築士である見津庄二一級建築士が、令和 4 年 12 月 19 日付けで建築士法第 10 条第 1 項の規定により国土交通大臣から令和 5 年 6 月 1 日から 2 月間の業務停止処分を受けた。